

誘致病院に関する覚書（その2）

茨木市（以下「甲」という。）と学校法人大阪医科薬科大学（以下「乙」という。）は、令和5年1月31日付けで締結した覚書（以下「原覚書」という。）に基づき協議を継続しているところではあるが、社会経済情勢の変化などにより、建設費や医療機器等が高騰していることから、医療機能等をはじめ、収支・財政計画や、今後のスケジュール等について、以下のとおり、本覚書（その2）を締結する。

（医療機能等）

第1条 甲と乙は、これまでの協議内容を尊重しつつ、茨木市誘致病院に係る基本整備構想に基づき、最低限確保する医療機能等を協議するものとする。

（収支・財源計画等）

第2条 甲と乙は、相互に連携・協力して物価高騰による影響を考慮し、今後の動向を見極めて計画を見直すものとする。

2 乙は、第1条及び前項に基づき、収支計画書を作成するものとする。

3 甲は、前2項を踏まえ、建設費等の財源について、一定の支援を行うための財政計画書を作成するものとする。

（スケジュール等）

第3条 甲と乙は、前2条の協議に要する期間を勘案し、募集要項及び提案書に記載のスケジュール等について実現可能な内容に見直すものとする。

（基本協定）

第4条 甲と乙は、前3条の協議が整い次第、別途、基本協定を締結するものとする。

（その他）

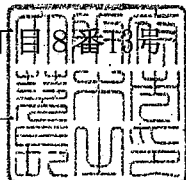
第5条 前各条以外の事項は原覚書のとおりとする。

本覚書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年8月22日

甲

大阪府茨木市駅前三丁目  
茨木市  
茨木市長 福岡 洋



乙

大阪府高槻市大学町2番  
学校法人大阪医科薬科大学  
理事長 植木

